

# 酒田市障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金の交付に関する手引き

酒田市健康福祉部福祉企画課

## 1 趣旨

物価高騰等に伴う事業運営経費の負担を軽減し、安定的な福祉サービス提供体制の維持を図るため、本市の障がい福祉サービス事業所に対し、補助金を交付します。

## 2 支給対象事業者

補助金の交付対象者は、令和4年10月1日時点で市内に所在し、3に記載している事業を実施する障がい福祉サービス事業所を運営しており、かつ、交付申請時点で当該事業を継続している法人とします。ただし、酒田市介護保険事業所等物価高騰等対策支援事業費補助金を受ける法人を除きます。

## 3 対象事業及び及び補助金の額

区分	事業種別	補助金の額	
相談	計画相談支援	1事業所当たり	50,000円
訪問	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	1事業所当たり	50,000円
通所	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	1事業所当たり	100,000円
居住	共同生活援助	1事業所当たり	100,000円
	宿泊型自立訓練	1事業所当たり	100,000円
入所	施設入所支援	1事業所当たり	200,000円

※この表において、共同生活援助の事業所における1事業所とは、1グループホームのことをいいます。

※別表に定める区分内において、同一の事業者が、同一の所在地にある事業所において複数の事業を行っている場合は、一つの事業所とみなします。

例1) 一つの事業所で生活介護と就労継続支援の事業を行っている場合  
→同じ通所の区分で複数の事業を行っているため、支給額は100,000円となります。

例2) 一つの事業所で施設入所支援と生活介護の事業を行っている場合

→それぞれ入所の区分と通所の区分の事業所とみなすため、合わせて300,000 円の支給額となります。

#### 4 支給申請の流れ

(1) 申請書の受付開始 令和4年10月17日(月)～

1回目の締切は令和4年11月30日(水)といたします。要綱上、期限は令和5年2月28日(火)までとじていますが、早めの申請をお願いいたします。

(2) 提出書類

酒田市障がい福祉サービス事業所物価高騰等対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書(別記様式)

※法人ごとに各事業所分まとめて申請をしてください。

※請求書も兼ねた申請書になっております、振り込み口座は、お間違えのないよう記載してください。

(3) 提出先

酒田市福祉企画課障がい福祉係(郵送可)

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号

(4) 申請書の審査

申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。申請書の審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、交付決定通知書を申請者の所在地に発送します。

(5) 補助金の交付

申請を受け付けてから交付までは約1箇月を予定しています。

担当

酒田市健康福祉部福祉企画課障がい福祉係

〒998-8540

酒田市本町2丁目2-45

TEL: 0234-26-5733

MAIL: shfukushi@city.sakata.lg.jp